

入札説明書

島根県警察学校給食業務委託については次のとおりとする。

1 入札内容

- (1) 入札の件名
島根県警察学校給食業務委託
- (2) 業務の仕様等
別添「島根県警察学校給食業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。
なお、契約締結日から令和8年3月31日を準備期間とする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 業務の実施に当たり令和8年3月31日までに食品衛生法第55条第1項に規定する許可を受けることができる者であること。
- (8) 仕様書により規定した規格・要件を満たす役務の提供が可能な者であること。
- (9) 過去3年の間に国又は地方公共団体の学校、事業所等において、当校と同等以上の調理業務を受託し、確実に履行した実績のある者であること。
- (10) 島根県が行う入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (11) 令和8年4月1日に本件委託業務に着手できる者であること。
- (12) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和8年2月13日正午までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び所定の提出資料を提出すること。

ア 提出場所

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話：0852-26-0110

イ 提出方法

持参又は簡易書留による郵送(提出期限必着)

- (3) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じること。また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行うこと。
入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は、別に定める入札参加資格通知により申請者へ通知する。
- (4) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札参加資格確認申請等に必要な書類

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
(2) 法務局に登記する役員の氏名、性別、生年月日、住所を記載した名簿（様式第2号）
(3) 定款
(4) 登記事項証明書
(5) 委任状（法人で営業所等を島根県との取引先としている場合）（様式第3号）
(6) 島根県税の納税証明書
(7) 消費税及び地方消費税の納税証明書
(8) 入札保証金の免除を受けるための書類（様式第7号）
島根県会計規則第61条の2各号により入札保証金の免除を希望する場合のみ。
(9) 過去2年以内の履行実績を証する契約書及び仕様書（写）
(10) 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒
定型封筒（長形40号程度）に110円切手を貼付し、あて先を記入すること。
※1 上記(4)、(6)及び(7)については、申請日前3か月以内に発行された原本を提出すること。
2 島根県の入札参加資格者名簿に登載されている者については、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)は省略できる。

5 入札方法等

(1) 入札書

ア 入札書により提出すること。また、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状（様式第4号）を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は業務委託期間の2年間に相当する金額とすること。

ウ 入札者は、当該業務の履行にかかる一切の諸経費を含めて入札金額を見積ること。

(2) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額

の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(3) 入札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年2月27日（金） 午前10時

イ 入札場所

島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部7階第1小会議室

(4) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づいて定められた予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ アにおいて落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。

ウ 最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格とする。

エ 落札者となるべき者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。

オ 落札者の決定通知は、入札場所において行うものとする。

(5) 再度入札

ア 再度入札は2回まで行うものとする。

イ 再度入札に付し落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。

(6) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(7) 郵便入札

郵便入札を認めない。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

また、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(9) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前にあっては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(10) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部会計課に通報すること。なお、通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 入札保証金

- (1) 島根県会計規則（昭和39年島根県会計規則第22号）第61条第1項の規定により、契約予定相当額（入札予定金額に消費税等の額を加算した額）を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号に規定する次のいずれかに該当する場合は、入札保証金は免除する。
- ア 保険会社との間に島根県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出するとき。
- イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、契約書の写しを提出するとき。
- ウ 工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況の分かるものを提出し、契約を締結しないおそれがないと認められたとき。
- (2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により現金のほか、国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。
- ア 納付場所
島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課
- イ 納付時期
開札日当日の9時から10時まで
- (4) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、入札保証金を納付した場所において還付する。なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。
- (5) 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

7 契約

- (1) 契約条項
別添契約書（案）のとおりとする。
ただし、各年度毎の負担額については、分割支払協議書の承認をもって決定するものとし、各月の支払額については、契約書（分割支払表）で約定することとする。
- (2) 前金払い
なし
- (3) 契約書の作成
ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により14日以内に契約を締結することとする。
イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書2通に記名押印し、更に島根県警察本部長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印することとする。
ウ 前記イの場合において島根県警察本部長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付することとする。
エ 地方自治法第234条第5項の規定により島根県警察本部長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないこととする。

(4) 契約保証金

ア 島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金は免除する。

イ 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。

ウ 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。

(ア) 納付場所

島根県殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

(イ) 納付時期

落札決定の日から契約締結までの間

エ 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

8 質 疑

(1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑事項がある場合は、質疑書（様式第6号）により提出すること。

(2) 提出期限並びに提出場所及び提出方法は、次のとおり。

ア 提出期限

令和8年2月5日（木） 正午まで

イ 提出場所

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

FAX: 0852-28-7111

ウ 提出方法

郵送又はファクシミリによって提出すること。（ただし、ファクシミリの場合は事前に電話連絡すること。）

9 添付書類

(1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 役員名簿（様式第2号）

(3) 委任状（法人で営業所等を島根県との取引先としている場合）（様式第3号）

(4) 委任状（本社の契約権限者又は委任を受けた支店長等が支店長等以外の者に入札等の事務を委任する場合）（様式第4号）

(5) 入札書（様式第5号）

(6) 質疑書（質疑がある場合に使用すること）（様式第6号）

(7) 入札保証金免除申請書（様式第7号）（保証金の免除を申請する場合に使用すること）

(8) 契約書（案）

(9) 入札書封筒の作成要領

10 その他

(1) この入札に関する問い合わせ先は、島根県警察本部会計課用度係とする。

- (2) 契約期間中において、消費税法の改正により消費税率の変更があった場合は、契約の変更を行う。
- (3) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結年度の翌年度以降において、歳出予算の減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。